

Q

限度額適用認定証の有効期限が今月末までです。
自動で更新されますか?

A

自動更新はされません。
再度申請書を協会けんぽへ提出ください。



マイナ保険証に切り替えれば申請は不要になります。

限度額適用認定証と保険証の代わりに、マイナ保険証を医療機関の窓口で提示することで自己負担限度額を確認でき、申請は不要になります。
※低所得者の区分に該当する方は申請が必要になります。

申請にかかっていた時間も短縮できて、とても便利ね!!



有効期限が切れた認定証は、協会けんぽへ郵送ください。

申請書を提出するときは



有効期限が切れる前に申請をお勧めします。

認定証は、申請書を受付した月の初日から1年間の有効期間で発行されます。

例) 令和7年4月21日に受付した場合

→「令和7年4月1日～令和8年3月31日」の有効期間



課税と非課税の方では申請書が異なります。

住民税課税の方

申請書

健康保険
限度額適用認定申請書

添付書類

不要(申請書のみ)

住民税非課税の方

健康保険
限度額適用・標準負担額減額認定申請書

被保険者の住民税の非課税証明書原本
(マイナンバーとの情報連携を希望すれば不要)

年度に注意!

令和6年8月～令和7年7月の診療

令和6年度

令和7年8月～令和8年7月の診療

令和7年度